平成２１年（フ）第１４３号
山口県防府市大字植松231番地の３
債務者　山本喜久代
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
山口市平井1675番地４　アネックス平川Ａ201
債務者　中川　秀俊
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
山口市平井1675番地４　アネックス平川Ａ201
債務者　中川　英子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
愛媛県松山市勝岡町2545番地１
債務者　竹縄まりえ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1239番地
債務者　西岡　　太
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３号
愛媛県松山市柳原181番地５
債務者　西井　　達
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
愛媛県松山市柳原181番地５
債務者　西井加代子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
愛媛県松山市小坂４丁目16番31号　ピロティ小坂302号
債務者　渡部　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２号
長崎県島原市下宮町甲1881番地１
債務者　梶山　健二
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１２７９号
名古屋市中川区かの里２丁目105番地の４
債務者　橋本　　勤
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３６号
名古屋市東区東桜２丁目13番22号　レガーロ東桜1409号
債務者　榊原　大陸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８４号
愛知県北名古屋市沖村岡83番地１　ファミーユ岡202号
債務者　幅　　幸吉
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７号
奈良市押熊町388番地の４の２　ガーデンハウス平城101号、住民票上の住所奈良市押熊町388番地の４の２　ガーデンハウス平坂101号
債務者　吉川　和明
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８５号
奈良市平松３丁目３番13号
債務者　塚本知代子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２５７号
奈良市神功２丁目８番地の12
債務者　山端こと　西澤由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
奈良県天理市三昧田町88番地
債務者　本夛　英光
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
奈良県桜井市大字桜井233番地の３
債務者　山口　誠司
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
奈良県桜井市大字吉備201番地
債務者　大津　裕岐
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所